⑷　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・防食を施した鋼材（ステンレス鉄筋、エポキシ樹脂被覆ＰＣ鋼材、ステンレスＰＣ鋼材など）に変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とし、入札参加者として選定しない。なお、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。評価項目①～③のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。また、評価項目①～③の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①―１　管理体制・手法
①―２　管理体制・手法
②―１　品質管理
②―２　品質管理
③　環境対策

⑸　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は、評価項目①―１～①―２ごとにＡ４片面２枚以内、評価項目②―１、②―２～③ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面13枚以内とし、文字サイズ10ポイント以上で１行あたり48文字以内、１ページあたり42行以内とする。規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」とする。また、評価項目②～③に関する提案数は、それぞれ最大３提案までとし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】
技術提案　○○による品質管理
実施方法等　●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項　※⑷に示す「過度な技術提案」と発注者が判断したものは評価しない。

工事目的物の性能・機能に関する事項
①　管理体制・手法
①―１　複数橋梁の床版取替・打換を適正に実施するための施工体制について、期待できる効果も含めて記述
注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。
①―２　基本契約に基づき締結する個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための体制及び方策
注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。
②　品質管理
②―１　橋梁の床版（プレキャスト部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述
②―２　橋梁の床版（現場打ち床版）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

社会的要請に関する事項
③　環境対策
・騒音・振動対策
・河川に対する水質汚濁対策

上記について、期待できる効果も含めて記述。ただし、車両誘導時の騒音対策は不採用とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。
②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。
④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。
⑥　不適格　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。所定の枚数、提案数を超えているもの。

⑹　評価点の付与方法

【判定方式】評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　管理体制・手法
①―１　複数橋梁の床版取替・打換を適正に実施するための施工体制について、期待できる効果も含めて記述
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格
①―２　基本契約に基づき締結する個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための体制及び方策
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格
②　品質管理
②―１　橋梁の床版（プレキャスト部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格
②―２　橋梁の床版（現場打ち床版）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格
③　環境対策
・騒音・振動対策
・河川に対する水質汚濁対策

上記について、期待できる効果も含めて記述。ただし、車両誘導時の騒音対策は不採用とする。

・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、標準案による満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。なお、評価項目に１つでも不適格があれば選定しない。

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出していただき、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内にある入札額により算定される価格評価点に0.5を乗じた値を加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）